

令和4年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和4年6月17日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員長報告1件、能登議員ほかからの意見書案7件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君）　－登壇－

おはようございます。

かもい岳観光道路（市道筍沢線）の通行止めについて報告申し上げます。

去る5月31日午後、市職員による道路パトロールを行なったところ、市道筍沢線の一部路肩が崩落している状況を発見いたしました。

場所は、かもい岳中腹の市道住吉線の分岐箇所より、100メートル程度山頂へ向かった市道の右側部分でございます。

崩落状況については、現状の道路の路肩1メートル程度を残し、高さ約5メートル、長さが約30メートル程度の範囲の土砂が谷へと流れた状態であり、土量については、約300立方メートルから500立方メートル程度と推測しております。

また、沢からの排水が道路を横断していることもあり、原因は現在調査中でございます。

なお、安全管理については、6月10日より車輛通行止めの措置を講じており、開通のめどは立っておりません。

また、復旧に係る費用等については、議会に御報告の上、必要に応じて予算計上等したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿敏さん。

○7番（女鹿聡君）　おはようございます。

パトロールを行なっていて、突然見つかったという形だと思うのですが、これ、長引くようでありましたら、多分、利用されている方もいらっしゃると思いますので、何か仮道路を造ったりだとか、そういったことも今後は、調査の結果にもよるとは思いますけれども、どういうふうに考えられているのか聞いておきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君）　山田建設課長。

○建設課長（山田元君）　現在のところ、調査中ではございますけれども、仮設通路というのは、残念ながら今のところではございますけれども、実は考えてはおりません。

あくまでも、まず調査をした結果、どのような工法、それから、工事、時期も含めて検討しているところでございますけれども、残念ながら委託業務を、やはり大規模に崩壊している関係上、コンサルを発注しなければならないということで、今、森林室のほうと協議をしまして進めているところではございますけれども、まずは、安全を確認し、最優先し、通行止めをまずは図ると。その結果、調査をして、また次の段階に進めていきたいかなと思っております。

○議長（川野敏夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

一　般　質　問

○議長（川野敏夫君）　日程第4　昨日に引き続き、一般質問を行います。質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

質問順序5、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、子ども110番の家について。

一つ、歌志内市奨学生（奨学金貸与）について。

以上、2件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名1、子ども110番の家について。

令和2年度から令和6年度までの5年間の計画として、第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画が策定されております。子ども・子育て支援の将来像や基本目標を設定し、市民を初め、関係機関と連携しながら、社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりを目指して、計画の推進に努められていることと思います。

そこで、お伺いいたします。

①子どもたちを犯罪などの被害から守るための地域活動として、「子ども110番の家」を市内各所に設置されていますが、現在の設置状況について伺います。

②子ども110番の家のプレートを掲示している事業所や商店とは、どのような連携を取っているのか伺います。

件名2、歌志内市奨学生（奨学金貸付）について。

令和4年度より、歌志内市奨学金貸付月額が増額されました。

そこで、お伺いいたします。

①本年度の申請者数について伺います。

②返還免除制度についての詳細を伺います。

③連帯保証人について伺います。

④歌志内市奨学生（奨学金貸付）の募集や内容などの周知方法について伺います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） おはようございます。

私から本田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

まず、件名1、子ども110番の家の①現在の設置状況についてであります。現在、市内の商店や事業所など45か所に設置しております。

次に、②の事業所や商店との連携についてであります。子ども110番の家に指定した際には、マニュアルなどを配り、万が一の対応等を説明し、協力をお願いをしているところですが、平成13年に指定して以来、20年以上経過している事業所も多いことから、御協力いただいている事業所などには、改めて対応マニュアルを配るなどして、適切な対応をお願いしているところでございます。

次に、件名2、歌志内市奨学生（奨学金貸付）についての①本年度の申請者数についてであります。これまでに2件の申請があり、審査の結果、2件とも貸付を決定したところでございます。

次に、②の返済免除制度の詳細についてであります。従前の奨学金返済完了前に死亡した場合のほか、本年第1回定例市議会において条例改正を行い、新たに心身障害となった場合や大学等の卒業後、市内に居住し、民間企業に正規雇用者として就業する場合、また既に就業している場合も、本市に定住を志す有用な人材の育成を確保する観点から、奨学金の返済未済額

の全部または一部を免除することができるとしたところでございます。

次に、③の連帯保証人についてであります。2名の連帯保証人を必要としており、1名は父母、兄弟、またはこれに代わる者。1名は、市内に居住して独立の生活を営み、かつ前年度の市税を完納している者で、教育委員会が認める者としております。

最後の、④の募集などの周知方法についてであります。例年、市広報3月号やホームページにて、制度に関する記事を掲載しているほか、歌志内学園卒業生の保護者、高等学校等就学支援金交付者のうち高等学校3年生の保護者、大学生等応援給付金交付者のうち最終学年を除く方には、個別に案内を配布しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。

まず、子ども110番の家をいつ頃始めたのか伺おうと思っていたのですけれども、先ほど次長の答弁で平成13年、20年は軽く超えているのかなというふうに思います。

それで、先ほど、現在の事業者45箇所ということで伺いました。毎年7月号の広報に、このことについて載っていますね。令和2年7月号では48箇所、令和3年7月号では46箇所、今現在は45箇所ということで、減ってきているのですけれども、これは事業所のほうからお店を辞めるので登録というか、そういったことを辞めますといった連絡があったのか、教育委員会のほうで出向いて調べたのか、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 直接、事業者から辞めたいということはありませんが、教育委員会のほうで直接情報を入手しまして、辞めた事業者等につきましては、廃止をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。これは20年前なので、最初のうちに登録された方は、登録していたかなという記憶もちよっと薄らいできているのかなというのもあると思うのですけれども、先ほど、次長の答弁で20年以上経過しているから対応マニュアルなどを配ったという答弁でした。

これは、実際、事業所のほうに送られた文書だとか、マニュアルというのを私も見ました。受け取った事業所の方も突然送られてきたので、あらどうしてと、ちょっとびっくりしたような感じがあったと思うのですけれども、この文書とマニュアルを、今、登録している事業者や商店のほうに送ったということで、受け取った方は、うちはずっとこれをやっているのだというふうに再確認もしたと思うのですけれども、これは、送るのではなく、事業所とか商店のほうに行って、いろいろなことを話ししながら確認するという方法もあったと思うのですけれども、まず、この出向いて行くというお考えはなかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 今回、まずは20年以上経過をしているということもありますので、マニュアル等を配ることを優先いたしました。教育委員会といたしましても、子どもたちから見えやすい場所にプレートが貼ってあるか、プレートが損傷していないかななどを直接確認する必要はあると認識しておりまして、今後、各110番の家を回って、改めて協力をお願いをしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） まさに、今、次長がおっしゃったとおり、行くことによって、事業者だとかその商店の日常の生活状況というか、それも把握できると思うのです。ここは、日中お留守のときが多いのかなと、それだから、この110番の家としてやはり十分な機能が果たせない面もあるのかなということも確認できると思いますし、この送られた文書とマニュアル、この中に一応いろいろなことが書かれているのですけれども、子どもが発見しやすい位置に掲示していますかとか、プレートの破損、汚損などはありませんかと。もし、交換を必要とするときは、下記担当までご連絡くださいというようなことが書かれています。これは、確認してもらって連絡するのではなくて、やはり、行って自分たちの目で見て、ちゃんと貼ってあるのかとか、どのような状況なのかと確認することが、まず大事ではないかと思うのです。ぜひこの機会に、定期的にとは言いませんけれども、1年に1回だとか、そういう時期を決めて、訪問するというか、こういうことをやるので協力をお願いしますと。

まず、この子ども110番の家になっている方から、ちょっと話を聞いたのですけれども、もし、私が今いる会社に子どもたちが助けを求めに来たら、私は何をしたらいいのだろうと、まず、そこから始まったことだったので、そういうものは何も教育委員会のほうからそういった連絡がないので、しばらく来た記憶がないなということなので、今回、こういうマニュアルを入れていただいたので、もし、そういう不測の事態があったときにはどうしたらいいとか、自分たちは何をして子どもたちを守ればいいのかということが、よく確認できたと思うのです。

ただ、これを送るのではなくて、説明しながらしていただくほうが、より効果的に、みんなが子どもたちを守るのだという強い気持ちが湧いてくるのかなと思うので、ぜひ、そういうことをやっていただきたいと思います。

あと、近隣の町のコンビニなどには、市役所の人に来るのか、教育委員会の方が来るのか、それは確認はしていないのですけれども、子どもたちが非行につながるような行動はないのかなというような聞き取り、こういうことをしに、コンビニのほうにも足を運んでいるという話も聞きました。歌志内でも、そのような取組というのをやってみてはいかがかなと思うのですけれども。今までそういうふうなお店を回ったとか、そういうことをやったような経過というのはありますか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） コンビニとかお店の巡回についてでございますが、本市におきましても、定例補導連絡協議会の事業といたしまして、お酒、たばこ、有害図書などについて未成年者に販売しないように1年に1回程度事業所を回って、お願いをしているところであります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと、お願いをすることも大切です。行くことも大切です。

あと、例えば、コンビニだとか商店と連携を取って、もし、そういう子どもが非行につながりそうな行動とか行為を見たときに、スムーズに教育委員会のほうに情報が提供できるような、そういった仕組みというのをつくっていただいたほうが、行ったときに、たまたま何もなくても、3日後に何かあったかもしれないということがないのかなと思うのですけれども。そういったことのお考えについてはどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） まさに、そういうようなお願いが大変重要だと思いますので、今後、子ども110番の家を回るときには、そこに指定されていない商店なども回りまして、そ

ういう非行につながることをしないようお願いをしまいたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、そのようにしていただきたいなど。今、まだ協議中なので、この先、もし歌志内市に小型スーパー、これが出店したとして、パブリックスペース、こういったものの設置も検討されているようなので、ここにも子どもたちが集まりやすい環境、そういったものができてしまうのかなど。決して集まるのが悪いと言っているのではなくて、集まって、いろいろな子どもたち同士で触れ合うというか、語り合う時間も大切だと思うのです。そこで非行に走らないように、やはり、誰かが見て、何かおかしいよと、あの子どもたち何かの間、大きい声でしゃべっていたとか、そういう細かい情報でも何でもキャッチできるように、やはり地元の商店、コンビニ、そういったところと連携というか、それを早急にしていただきたいなどと思います。

あと、子どもたちへは、この子ども110番の家についてはどのように伝えているのか。あと、保護者へは。ホームページでは、この子ども110番についての掲載というのがあるのか、それをお聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） まず、子どもたちへの周知でございますが、調べましたところ、これまで、改めて学園等に配ったような形跡はないようでしたので、子ども110番の家のマップという簡単な地図がありますので、学校を通じて配布しまして、どこにどういう場合に子ども110番の家に駆け込むのかを周知してまいりたいと思っております。

また、先ほど議員からも御指摘ありましたが、広報7月号には例年記事を掲載しておりますが、ホームページには今のところ掲載はしておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。ホームページでも保護者の方は、結構、ホームページを見る機会とかもあると思うので、文書とか送られてきて、うっかり見逃しても、ホームページを開いたときに見る可能性もあると思うので、もしできれば、何かそういう掲載とかも考えていただきたいなど。

これ、子ども110番の家という大きめの黄色いプレートと、お札を縦型にしたような白っぽいプレートと2種類あるのですけれども、このプレートの在庫というのはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 小さいプレートにつきましては、平成13年にしたときに配布したもので、もう本当に小さいものでございますので、見づらいので、大きいものの在庫につきましては、まだこちらのほうで持っておりますので、事業所を回って、小さいプレートが貼ってある場所がありましたら、順次大きいプレートに替えていくようお願いをまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。黄色いプレートも年数がたっていて、ほこりにまみれて、色も日に焼けて、最初の元の色はどんな色だったろうと思わせないぐらいの色になっているので、もし、十分なプレートの在庫があるのであれば、改めて一新して、子どもたちに見やすいよというふうに、一応、ここに貼ったらいかがですかというような話をしながら、取り替えることもいいのかなというふうにも思いますので、その辺は対応していただきたいと思えます。

今まで、この件について登録事業所などと特に接触する機会がなかったということは、逆に言えば、平穏な日々が続いていたのかなということにもなると思うのですけれども、市民もいろいろな角度から子どもを守っているという証ではないかなというふうにも思います。

例えば、札幌とか大きな町では、こういった子どもを取り巻く犯罪から多くの事業所や商店、個人宅でも子ども110番の家に登録しているところがあるのですけれども、子ども110番の家に登録していて、子どもが逃げ込んだ場合など登録している方が、もし仮に犯人から危害を加えられたりだとか、建物などが破壊されたりという懸念がありまして、このような事故に備えるために、「こども110番の家見舞い金補償制度」というものに参加しているという実態もあるようです。歌志内市も、子どもを地域で守るために、協力してくれる方たちを守るといふことの意味合いで、この見舞い金補償制度、こういったものも考えていただきたいと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 見舞い金補償制度、私も初めて聞いたので、勉強不足で申し訳ないのですが、他市町村の例を参考にしながら、どのような制度なのか、また、歌志内市にとって有効な制度なのかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、件数が少ないので、私もいろいろホームページを見て、件数によって掛金が幾らかとか、そういうのが意外とあるみたいなので、歌志内は件数的には小さいので、掛金がどうなのかなという懸念もあるのですけれども、何かそういったものに見合うようなものもあるのかなと思うので、子どもたちを守るために協力してくれている方が、怪我なんかされては、やはり悲しいのかなという気持ちもありますので、そのようなところをいろいろ調べて、何か対応できることがあればしていただきたいなと思います。

現在、登下校はスクールバスを利用しているので、子どもたちが登下校時に犯罪に巻き込まれるというリスクも多少軽減されているのかなとは思っています。

ただ、放課後、犯罪ではなくて、例えばヒグマに遭遇したりとか、鹿の群れに遭遇したりとか、様々なケースというのを想定しなければいけないと思うので、この地域で子どもたちを守るという取組はとても重要になってきますので、登録している事業所や商店とは、今まで以上に連携を取ってほしいなというふうに思います。

これ、子ども110番の家となっていますけれども、子どもたちだけではなく、高齢者への対応にもこれは活用できるのかなと思うのです。今すぐには、いろいろあるでしょうからお願いというか、保健福祉課と連携してとは申し上げられないのですけれども、高齢者へのそういう見守り対策のほうにも何か連携してできないのかなという考えもありますので、こちら、保健福祉課への高齢者の見守りについては次の機会に質問させていただきたいと思っていますので、まず、今やっている子ども110番の家、こちらのほうを、ただ貼っているだけではなくて、ちょっとでも機能というか、何か動いているなというふうに感じられるような、そういうことをしていただきたいと思います。

続きまして、奨学金の貸付、こちらのほうで、今年は2件の貸付の申込みがあって、2件決定したということでした。これは新規の方でしょうか、継続の方でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 新規と継続、1件ずつでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。新規の方は、今年から大学ですと月額4万円です

か、そういったものもあって、継続の方は昨年から比べると倍になっているので、やはり、大学、専門学校、そういったところに通いやすい環境ができるのかなと思うのですけれども。

あと、先ほども聞いた連帯保証人についてなのですが、2名ですね、今、必須なのは。1名は、父母または兄弟、兄弟、これに代わるもの。あと、ほかの1名は、市内に居住して、独立の生計を営み、前年度の市税を完納している者、また、教育委員会が適当と認めた方ということになっているのですけれども。これは、父母、兄弟、これは分かります。ほかの1名の、これを誰かにお願いするということが結構ハードルが高いのかなというふうに思うのですけれども、率直に伺います。これは、連帯保証人1人ではだめなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 現在の条例では、連帯保証人2名にはなっていないのですが、教育委員会といたしましても、なるべく借りやすいような制度にしたいと、例えば、連帯保証人の見直し等を今後行ないたいとは思っているところではございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、なかなか自分の親族関係以外の人に保証人を頼むというのは、切なくなってきている時代なのかなと。やはり、家族構成も少なくなってきていますので、兄弟が2人しかいなかったりとか、そういった状況もどんどん昔と変わってきていますから、見直しというものの必要なのかなと。

歌志内市奨学金貸付条例、これを見ますと、まず「第1条、この条例は歌志内出身者で、能力があるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることを目的とする。」とあります。経済的な理由で就学困難ということは、理由は様々あるでしょうが、例えば保護者が就業できない家庭の生徒は、父母が連帯保証人になるということは無理でしょうから、兄弟がいれば御兄弟が保証人になるのかなというふうに思います。

そうすると、やはりもう1人を見つけるということは、とても大変なのかなというふうに思うので、その辺、これからいろいろ考えられていってくれるということなので、ぜひ考えてほしいなど。

あと、この奨学金の貸付月額については、今までも何度も質問させていただいて、この金額が少ないのではないかとということを訴えてきました。入学一時金の必要性にも触れさせていただいていましたので、今年度から実施していただくということは、とてもありがたいなど。これだけ制度内容が充実しているのですから、制度を利用するための規則、こういったものの見直しも必要なのかなというふうに思います。

今年の、令和4年度歌志内市奨学生奨学金貸付募集という案内も見ました。この中で、まず、奨学金を借りたいのですというお願いをする書類の中で、願書、奨学生推せん調書、家庭状況調査書、この3点の提出の必要があるのですけれども、この家庭状況調査書の中で、地区民生委員の所見という欄があるのです。これ、地区民生委員の所見ではなくて、ほかの形に変えるということではできないのでしょうか、いかがなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 教育委員会といたしましても、この民生委員に所見を記載してもらうことが最も煩雑であると考えておりますので、今後、制度自体を見直す中で、この民生委員の所見については削除しようとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、いろいろな中身の見直し、金額の見直しもされたのですか

ら、中身の見直し、みんなが使いやすいような奨学金制度であるようにしていただきたいというふうに思います。

あと、返還免除制度、こちらのほうになるのですけれども、今回できたこの制度は、歌志内市の奨学金の貸付を受けた方が対象ということで理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 奨学金の貸付を受けて、奨学金の残高がある方について対象となります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。近隣でも、このような取組、このような同じような、ちょっと中身は違うかもしれませんが、人口減少に歯止めをかける一助ということで取組をされている自治体もあります。

この深川市、こちらの免除制度を見ますと、深川市の奨学資金と日本学生支援機構第1種、第2種、こちらも対象としているのです。歌志内市でも、以前の歌志内市の奨学金の貸付月額がちょっと少なかったので、日本学生支援機構の奨学金の貸付を受けて、大学に進学されたという方もいるのです。

そこで、日本学生支援機構の奨学金の利用の市民に対しても免除するような、こういった取組に幅を広げていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 学生支援機構の関係ですか、そこまで免除については考えておりませんが、今後、他市町村の事例等を参考にしながら、どういう制度がいいのかというのを考えていきたいと思っています。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、日本学生支援機構の奨学金を利用して、大学などで学んで、現在、市内に在住されて、近隣の市町に勤務している若者が少なからずいます。若者が、歌志内に定住することで、家庭を築いて、子どもを産み育てる。人口減少に歯止めをかけるだけでなく、家族を持つことで、人口増、こちらのほうにもつながっていくのかなというふうに思いますので、市のほうの奨学金の返済免除は全額だとか一部だとかと額も多分大きいでしょうが、この日本学生支援機構の奨学金のほうも、全額とか一部とかは多分利用されている方も考えてはいないと思うので、やはりちょっとでも返済するのを助けてくれるような、そういった取組をしていただきたいなというふうに思います。

先ほど、周知方法について伺いました。いろいろなことをされていて、この制度について伝わっているのかなというふうには思うのですけれども、保護者のほうにも、歌志内学園卒業生の保護者、これは歌志内学園に今在学している中学年代というのですか、7、8、9年生、これから高校に行く子どもたちのために、こういった情報を伝えることも高校に行く、進路を決める少し前で、やはり、自分は上の学校に行きたいけれども、家の事情で行けないなど、やはり途中で諦めてしまう子どももいると思うのですよね。そういった子どもに対して、歌志内市では、こういう支援をしているので、家の経済的な状況を踏まえて、こういった制度を利用して、上の高等教育を受けることができるのだよということを伝えてあげることで、まず、義務教育学校を卒業して、高校進学を選ぶときに、その上を見据えて、どの高校に行くかという判断材料、こういったものにもなっていくのかなと。能力があるにも関わらず、家庭の事情などで上の学校に行くのを諦めて、就職するのだという前提で高等学校をどこを受けようと選ぶ前

に、こういったことを伝えてあげれば、では、自分でも専門的な知識を身につけて、将来こうなりたいなという選択肢、こういったものが広がってくるのかなと思うのですけれども、そういったこともやってみてはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） まさに、子どもたちの学びたい気持ちというのは大切にしていかなければいけないと思っておりますので、機会を見て、歌志内学園の生徒にも配布したいなどは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、やはり、これだけいいものをどんどんつくってきているので、使ってもらわなければいけないのかなと、使ってもらうために制度内容を充実させていると思うので、それを1人でも多くの人に知ってもらう、この間、今、高校3年生の人と話す機会があって、滝川の学校に進学するのだけれども、自宅から通うと。「歌志内市の奨学金が増えたことを知っている。」と聞いたら、「ああ、分からない。」と。「増えてこれだけなので、学校を卒業して、歌志内に住んでいて、砂川でも滝川でも上砂川でも、歌志内に就職がなくても、歌志内からその職場に通うことができれば、借りた奨学金は免除できるのだよ。」と、「ええ、そうなのですか。」と、目がきらきらしていましたから、やはり、どこかで情報が止まってしまうのかなと思うのです。

だから、保護者が、その奨学金だけで絶対大学は行けないと保護者も分かっていますから、やはり保護者としたら、子どもにお金の面での大きなリスクは背負いたくないと。親としても、もうこれ以上のことはできないというときに、やはりこういう奨学金があるから行きなさいよと、いっぱい進める親もあまりいないのかなと。

だから、子どもたちが自分の自主的な気持ちとして、こういうものを使って大学に行きたいのだと。将来ちゃんと働いて、このお金はきちんと返す予定で、大学に行くということを自分の意思として伝える。そうやって伝えることが、もう自分の将来のために絶対なってくるのかなと思うので、伝え方、いろいろなやり方があると思うのですけれども、該当する子どもたちが分かりやすく、親たちにも分かりやすく、そのような周知方法というのを取ってほしいなというふうに思います。

あと、子ども110番の家、こういったものもそうなのです、地域で子どもたちを守るという市民の温かい取組。この町は、近隣の町より手厚い子育て支援、こういったものも充実しています。歌志内市で育ち、学ぶ子どもたちが、それぞれ思い描く将来への夢や希望、これが一つでも多くかなえることができるように、将来的には給付型の奨学金創設されることを切に願っているのですけれども、この辺については、今、議論はされていないと思うのですが、給付型の奨学金についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 現在、市独自で給付型の奨学金というのは考えてはおりませんが、文部科学省におきましては、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学・専門学校などへ進学できるチャンスを確保できるよう高等教育の就学支援新制度を創設いたしまして、入学料、授業料の免除や減免、給付型奨学金の支給を行なっておりますので、その制度の活用について周知してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） よりよい制度をたくさんつくって、より1人でも多くの市民が歌志内に住んでいてよかったなというふうに思ってもらえるような、そういったことをやっていき

たいと思うので、これからでも市民に対して、もっともっと温かい取組というのを講じていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

報 告 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第8号議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）、令和4年6月14日行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○2番（山崎瑞紀君） ー登壇ー

報告第8号 議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）、次ページをお開き願います、行政常任委員会審査報告書、当委員会の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）（令和4年6月14日付託）。

2、審査の経過。6月15日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決定しました。

これより、議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について、おおむね賛成はできますが、一部において反対の立場ですので、討論を行ないたいと思います。

今回、一般会計補正予算内において、商工費の商業施設等建設事業として、約4億300万円の補正が計上されました。

この予算は、歌志内市にスーパーマーケットを誘致し、その建設費用となっております。今まで、歌志内市において買い物をする場所がないために市民からは、買い物のできる施設が欲しいと、必要という声が多かったことにより、その要望が現実的になる大きなチャンスとなったとは承知しております。

しかし、大きな疑問点があり、それが払拭されないまま補正予算を可決するということは大

きな問題があると感じております。

多くの市民は、買い物のできる施設・スーパーは必要との認識かもしれませんが、そのスーパーが4億円という税金を投じてでも、今の歌志内市に絶対必要なのか、この議論を全市民に向けて問いかけを行なう必要があったのではないかと感じております。

市民が望むスーパーマーケットを建てるときに、できるだけ多くの市民の声を聞かずして、この事業を進めていいものなのか。行政主導になりすぎてはいないのか。多くの市民が望んでいるものだとしたら、なおさらのこと、多くの市民の声を聞き、市民の納得いくようなものを全市一体となって考え、造ることが望ましいと思います。

また、この事業に関しての建物管理条例など必要な条例も提出されないままの状況であります。

本当に市民に寄り添った事業が行なわれるのか疑問が残ります。買い物をする場所ができることには、本来反対いたしません、その建物を建てるまでの経緯、当初予算からつながる今回の金額算出に至る入札方法や4億円もの金額が本当に妥当なのか、市民に納得していただける内容なのか。その議論を徹底的に行ない、それと並行して過疎債の充当や必要な条例の整備などと一緒に進めるべき重大な事業だと思っています。

この事業に当たり、多くの職員が携わり、奮闘していることは痛いほど承知しております。その努力が実るものになるならば、余計に、今のこの状況を押し進めるものではなく、まずは一度立ち止まって、きちんと整理し、市民の皆様が納得のできるものを造ることが行政の役割であり、責任だと思っています。

よって、今定例会に付された議案第30号歌志内市一般会計補正予算（第2号）の商工費、商業施設等建設事業の費用において、賛成しかねますので、反対いたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 私は、議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業や新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関わる経費及び子育て生活支援特別給付金給付事業についても、国の交付金等を活用して実施しようとするものであり、住民生活に直結する事業でもありますので、必要不可欠な事業であると考えます。

また、反対討論者が指摘する商業施設建設事業につきましては、4億円を超える事業ではあり、確かに大きな金額であると認識しています。

提案説明にもありましたとおり、本町地区のショッピングセンター撤去以降、商業の拠点を失った状況が長らく続いている本市の特殊な環境から、施設を整備して、大手スーパーを誘致、その協力を得ることにより、長年の課題解消、雇用の拡大や遊休地の活用にも資することになると思います。

また、コロナ禍以降、原材料価格や物流費の高騰が続く中、大きな打撃を受けている歌志内市民の家計への影響緩和に資することや、身近な場所において日常的な買い物を完結できる環境を整備しようとするものであり、市民の利便性の向上を考え、その目的については十分理解できるものでもあります。さらには、人口減少問題の解決の一助として十分効果があるものであり、歌志内の将来を見据えた5年後、10年後のことを考えると、今が必要な時期であると私は思います。

市民の足の確保の問題につきましては、現状、まだまだ不十分ではあると思いますが、あらゆる方法で複層的に手軽に利用しやすい方法で市民が移動できる仕組みを考えていると、前向きな検討をしていることが質疑等を交わす中において十分理解もできました。

今回、商業施設ができることにより、市民や高齢者の買い物の利便性向上が図られ、また、歌志内の将来を担う子どもたちの夢が実現することにもなり、さらに、雇用が生まれる施設として、これからの歌志内のまちづくりのためにも必要な施設であると考え、本議案に賛成するものであります。

以上。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより議案第30号について起立により採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員会委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について、行政常任委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号は行政常任委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第5号から意見書案第6号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第5号から日程第7 意見書案第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第5号環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）。

意見書案第6号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）。

以上、2件の議案について歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向

上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地球脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素選考地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行なうことを強く求める。

記

（1）技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

（2）財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行うことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの

標準化」が決まり、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上した。

国では、2022年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

(1) 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。

(2) 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

総務大臣、デジタル大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第5号環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

意見書案第6号地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号から意見書案第8号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第7号から日程第9 意見書案第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） ー登壇ー

意見書案第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

意見書案第8号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

以上、2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。

3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4. 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にお

ける看護、介護、保育など新型コロナウイルス感染症対応等と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善がはかれるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。

5. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

7. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

11. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣、経済財政政策担当大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第7号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号地方財政の充実・強化に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校について

は依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

21年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 意見書案第10号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一登壇一

意見書案第10号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して1年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、2022年3月時点で、86の国と地域が署名、60カ国が批准しており、「核なき世界」を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは

世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかにか人類の生存を危うくするのが、明白になりました。いまこそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 意見書案第11号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第11号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
（案）

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物

の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第13 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時01分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡